

議案第18号

工事請負契約に関する紛争の仲裁について

次のとおり工事請負契約に関する紛争を鳥取県建設工事紛争審査会の仲裁に付することに
ついて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議
決を求める。

平成20年11月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 相手方

鳥取市 企業

2 仲裁の要旨

平成19年度県道河原インター線4号橋下部工事（2工区）（交付金改良）の請負会社
であった相手方は、県があらかじめ付した入札参加条件を履行することができず、同工事
を施工することができなかった。このため、県は、当該工事請負契約を解除し、契約書の
規定に基づく違約金11,914,896円の支払を求めたが相手方に支払の意思がなく、
代わりに相手方の保証人に請求し、当該保証人から違約金全額の支払を受けた。

この間、相手方は、県の違約金の請求は不当であるとし、県に対して違約金請求の撤回
と相手方が負担した工事施工の準備等に要した費用6,033,934円の支払を求めた。
一方、県は、当該違約金の請求は妥当であり、相手方の主張には理由がないとしてその要
求を拒否した。このように、県と相手方との間に工事請負契約をめぐる紛争が生じ、当事
者間での解決が見込めない状況である。

このため、上記紛争の速やかな解決を目指して、当該紛争を鳥取県建設工事紛争審査会の仲裁に付そうとするものである。

3 仲裁の効力

建設業法（昭和24年法律第100号）第25条第1項の規定に基づき設置される建設工事紛争審査会が行う仲裁判断は、同法第25条の19第4項の規定により適用する仲裁法（平成15年法律第138号）第45条第1項本文の規定により確定判決と同一の効力を有する。